



令和 5 年 4 月

安全教育等実施のご案内

労働安全衛生法では、安全な作業を行って頂くために、法で定めた危険または有害な業務に従事する時は、その業務に関する安全または衛生のための教育を行うように努めなければならない、としています。

当遠紋地域人材開発センターでは、下記 のとおり安全教育等の実施を計画しています。

該当する方は、この機会に是非とも受講されることをおすすめします。

	日 程	講 習 科 目	受講料	定員
1	4月18日(火)	刈払機安全教育	14,000 円	20
2	4月19日(水)	* 車両系建設機械(整地等)安全衛生教育	13,000 円	28
3	4月20日(木)	* 玉掛け安全衛生教育	13,000 円	28
4	4月22日(土)	振動工具安全教育(伐木除く)	12,000 円	28
5	4月23日(日)～4月25日(火)	伐木(チェーンソー)特別教育【新規】	28,000 円	26
6	4月26日(水)	* フルハーネス型墜落制止用器具特別教育	14,000 円	26

* 『人材開発支援助成金』対象講座

● 実施教習機関

北海道労働局長登録教習機関
株式会社PEO建機教習センター北海道教習所

● 実施場所

遠紋地域人材開発センター
(遠軽町岩見通北10丁目1-4 : 電話 0158-42-4037)

● 申込み及び問い合わせ先

一般社団法人 遠紋地域人材開発センター運営協会
(遠軽町岩見通北10丁目1-4 : 電話 0158-42-4037)

● 申込み期限

令和 5年 3月28日(火)

※ 人数の都合により、中止となる場合があります。また、定員を超えた場合は受講できなくなります。受講を希望される方は、お早めにお申し込みください。

(期限を過ぎても定員に余裕があるときは受講できる場合があります。お問い合わせください)